



目 次		ページ
告 示		
○平成26年度准看護師試験の実施	(医療政策課)	1
○救急病院の認定	( 〃 )	1
○道路の区域変更(3件)	(道 路 課)	1
○道路の供用開始	( 〃 )	2
◎告示(海岸保全区域の指定)の一部改正	(港湾・海岸課)	2
○高知県収入証紙売りさばき所の所在地の変更の承認	(会計管理課)	3
公 告		
○土地改良区の解散の認可	(農業基盤課)	3
○都市計画公聴会の開催	(都市計画課)	3
◎公告(港湾隣接地域の指定)の一部変更	(港湾・海岸課)	3
入札公告		
○一般競争入札(警察用船舶「たけより」定期検査整備及び浮き桟橋点検整備)の公告	(警察本部装備施設課)	3

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第599号**  
保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「法」という。)第18条の規定により、平成26年度准看護師試験を次のとおり行う。  
平成26年10月31日  
高知県知事 尾崎 正直

1 試験の日時及び場所  
(1) 日時  
平成27年2月13日(金)午後1時30分から  
(2) 場所  
高知市朝倉己825-5 高知県看護協会

2 受験願書の提出期間  
平成27年1月6日(火)から同月13日(火)までの間(日曜

日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで受け付ける。  
なお、郵送の場合は、平成27年1月13日付けの消印のあるものまで受け付ける。

3 受験願書及び添付書類  
受験者は、次に掲げる書類等を高知県健康政策部医療政策課に直接又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。  
(1) 受験願書(県所定の様式によること。)  
(2) 履歴書(県所定の様式によること。)  
(3) 写真(出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面には、撮影年月日及び氏名を記載すること。)  
(4) 修業(見込み)証明書又は卒業(見込み)証明書  
修業見込み証明書又は卒業見込み証明書を提出した者は、平成27年3月4日(水)までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。  
(5) 試験手数料 6,900円(受験願書に高知県収入証紙を貼り付けること。)

4 受験資格  
次のいずれかに該当する者であること。  
(1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者  
(2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者  
(3) 法第21条第1号から第3号まで又は第5号の規定に該当する者  
(4) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、法第21条第5号に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当であると認めたもの

5 試験科目  
人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

6 合格発表  
平成27年3月11日(水)午前9時に、合格者の受験番号を高知県庁1階玄関ロビー掲示板に掲示する。  
また、高知県健康政策部医療政策課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。

7 その他  
視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、平成26年12月19日(金)までに高知県健康

政策部医療政策課に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。  
**高知県告示第600号**  
救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。  
平成26年10月31日

医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
細木病院	高知市大膳町37	平成26・11・1	平成29・10・31

**高知県告示第601号**  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、平成26年10月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成26年10月31日  
高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 国道
- 路線名 439号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
高岡郡四万十町下津井字ヒキチガ谷778番22	前	9.1 }	69
	後	13.6 }	69

**高知県告示第602号**  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、平成26年10月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成26年10月31日  
高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 桂浜宝永
- 道路の区域

--	--	--	--

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市仁井田字菖蒲 谷3636番34から 高知市仁井田字菖蒲 谷3636番23まで	前	13.0 }	196
		32.7	
	後	13.0 }	196
		46.3	

高知県告示第603号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、  
道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年10月31日から2週間高知県土木部道  
路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年10月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 藪ヶ市松野
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市西土佐中家 地字西クイ原1216番 から 四万十市西土佐中家 地字小山ノハナ477 番1まで	前	3.4 }	99
		8.9	
	後	5.4 }	99
		8.9	

高知県告示第604号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、  
道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成26年10月31日から2週間高知県土木部道  
路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年10月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知空港インター
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長	供用開始年月日

	(メートル)	
南国市久枝字開田乙647番 1地先から 南国市物部字新開乙152番 3地先まで	301	平成26年11月1 日

高知県告示第605号

昭和38年10月高知県告示第409号（海岸保全区域の指定）の一  
部を次のように改正する。

平成26年10月31日

高知県知事 尾崎 正直

本文中

「鍵掛地区

基準点4から基点5・6・7・8・9・10・11・12・13・  
14・15・16・17・18までの各基点を順次結んだ線及び基点18  
から補助点18'まで、補助点18'から補助点16'・14'・  
4'まで、補助点4'から基準点4までを順次結んだ線に  
よって囲まれた区域

- 基準点 4 土佐清水市下の加江字鍵掛標柱
- 基 点 5 4から330度30メートルの地点
- ” 6 5から315度210メートルの地点
- ” 7 6から301度50メートルの地点
- ” 8 7から333度64メートルの地点
- ” 9 8から305度32メートルの地点
- ” 10 9から222度44メートルの地点
- ” 11 10から124度150メートルの地点
- ” 12 11から143度100メートルの地点
- ” 13 12から128度80メートルの地点
- ” 14 13から175度90メートルの地点
- ” 15 14から257度116メートルの地点
- ” 16 15から270度60メートルの地点
- ” 17 16から320度70メートルの地点
- ” 18 17から188度65メートルの地点

（土佐清水市下の加江字塩屋崎2,818番地標  
柱）

- 補助点 4' 4から111度200メートルの点
- ” 14' 14から119度261メートルの点
- ” 16' 16から170度130メートルの点
- ” 18' 18から180度150メートルの点

基準点19から基点20・21までの各基点を順次結んだ線及び  
基点21から補助点21'まで、補助点21'から補助点19'ま  
で、補助点19'から基準点19までを順次結んだ線によって囲  
まれた区域

- 基準点 19 土佐清水市鍵掛字浜屋敷の33のイの1番地標

- 柱
- 基 点 20 19から190度140メートルの地点
- ” 21 20から170度80メートルの地点  
(土佐清水市鍵掛字浜田141番地標柱)
- 補助点 19' 19から100度100メートルの点
- ” 21' 21から110度100メートルの点

を

「鍵掛地区

基準点4から基点5・6・7・8・9・10・11・12・13・  
14・15・16・17・18までの各基点を順次結んだ線及び基点18  
から補助点18'まで、補助点18'から補助点16'・14'・  
4'まで、補助点4'から基準点4までを順次結んだ線に  
よって囲まれた区域

- 基準点 4 土佐清水市下の加江字鍵掛標柱
- 基 点 5 4から330度30メートルの地点
- ” 6 5から315度210メートルの地点
- ” 7 6から301度50メートルの地点
- ” 8 7から333度64メートルの地点
- ” 9 8から305度32メートルの地点
- ” 10 9から222度44メートルの地点
- ” 11 10から124度150メートルの地点
- ” 12 11から143度100メートルの地点
- ” 13 12から128度80メートルの地点
- ” 14 13から175度90メートルの地点
- ” 15 14から257度116メートルの地点
- ” 16 15から270度60メートルの地点
- ” 17 16から320度70メートルの地点
- ” 18 17から188度65メートルの地点  
(土佐清水市下の加江字塩屋崎2,818番地標  
柱)
- 補助点 4' 4から111度200メートルの点
- ” 14' 14から119度261メートルの点
- ” 16' 16から170度130メートルの点
- ” 18' 18から180度150メートルの点

基準点19から基点20・21までの各基点を順次結んだ線及び  
基点21から補助点21'まで、補助点21'から補助点19'ま  
で、補助点19'から基準点19までを順次結んだ線によって囲  
まれた区域

- 基準点 19 土佐清水市鍵掛字浜屋敷の33のイの1番地標  
柱
- 基 点 20 19から190度140メートルの地点
- ” 21 20から170度80メートルの地点  
(土佐清水市鍵掛字浜田141番地標柱)
- 補助点 19' 19から100度100メートルの点
- ” 21' 21から110度100メートルの点

下浦地区  
 基準点22、基点23から基点25まで、補助点25<sup>〃</sup>、補助点22<sup>〃</sup>及び基準点22の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域  
 基準点22 土佐清水市下ノ加江字三島町3, 437番地地先下ノ加江川左岸金属鋸<sup>ひざ</sup>  
 基点23 基準点22から320度30メートルの点  
 基点24 基点23から311度193メートルの点  
 基点25 基点24から313度38メートルの点（土佐清水市下ノ加江字三島町3, 421番地9地先）  
 補助点22<sup>〃</sup> 基準点22から230度20メートルの点  
 補助点25<sup>〃</sup> 基点25から224度20メートルの点

高知県告示第606号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第5項の規定により売りさばき所の所在地の変更について承認したので、同条第6項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成26年10月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名  
 高知市堺町2-24  
 株式会社高知銀行  
 代表取締役 森下 勝彦
- 2 売りさばき所の所在地及び名称  
 （変更前） 高知市一宮中町一丁目8-7  
 株式会社高知銀行一宮支店  
 （変更後） 高知市一宮中町一丁目21-10  
 株式会社高知銀行一宮支店
- 3 変更承認年月日  
 平成26年7月29日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、須崎市鳴無土地改良区の解散を平成26年10月17日に認可した。

平成26年10月31日

高知県知事 尾崎 正直

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により都市計画公聴会（以下「公聴会」という。）を開催するので、高知県都市計画公聴会規則（昭和44年高知県規則第71号）第4条

の規定により次のとおり公告する。

なお、この案件について公聴会に出席して意見を述べようとする者（当該公聴会に係る事案に係る市町村の住民に限る。）は、公聴会が開催される日の10日前までに、その要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面を知事に提出しなければならない。

平成26年10月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類  
 中村都市計画道路（3・5・4安並右山線）
- 2 縦覧図書  
 中村都市計画道路の都市計画変更（素案）
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
 高知県土木部都市計画課及び高知県幡多土木事務所並びに四万十市役所まちづくり課
- 4 都市計画の案の縦覧期間  
 平成26年11月26日（水）から同年12月10日（水）まで
- 5 公聴会の開催日時  
 平成26年12月22日（月）午後7時から午後8時まで
- 6 公聴会の開催場所  
 四万十市右山五月町8番22号 四万十市立中央公民館
- 7 公述申出書の提出期限  
 平成26年12月12日（金）

昭和37年11月20日付け高知県公報第4441号の公告（港湾隣接地域の指定）の一部を次のとおり変更する。

平成26年10月31日

下の加江港港湾管理者

高知県知事 尾崎 正直

- 1 を次のように改める。
- 1 下の加江港港湾隣接地域として指定する範囲
- |     |   |
|-----|---|
| 標点  | 位置  |
| 1   | 土佐清水市下の加江字小串142番地先の標柱   |
| 2   | 標点1の地点から225度100メートルの地点  |
| 3   | 標点2の地点から210度90メートルの地点   |
| 標点1 | の地点から125度に引いた線、標点1の地点から標点3の地点までを順次に直線で結んだ線、標点3の地点から120度に引いた線及び水際線により囲まれた陸域、 |
| 標点  | 位置  |
| 4   | 土佐清水市下の加江字南松原2880番地先の標柱   |
| 5   | 標点4の地点から20度60メートルの地点  |
| 6   | 標点5の地点から52度35メートルの地点  |
| 7   | 標点6の地点から25度90メートルの地点  |
| 8   | 標点7の地点から342度50メートルの地点   |

- |    |                         |
|----|-------------------------|
| 9  | 標点8の地点から300度50メートルの地点   |
| 10 | 標点9の地点から335度110メートルの地点  |
| 11 | 標点10の地点から330度100メートルの地点 |
| 12 | 標点11の地点から325度100メートルの地点 |
| 13 | 標点12の地点から231度63メートルの地点  |
| 14 | 標点13の地点から320度30メートルの地点  |
| 15 | 標点14の地点から311度193メートルの地点 |
| 16 | 標点15の地点から313度38メートルの地点  |
- 標点4の地点から290度に引いた線、標点4の地点から標点16の地点までを順次に直線で結んだ線、標点16の地点から224度に引いた線及び水際線により囲まれた陸域、
- |    |                         |
|----|-------------------------|
| 標点 | 位置                      |
| 17 | 土佐清水市下の加江字浜芝2808ノ2地の標柱  |
| 18 | 標点17の地点から140度150メートルの地点 |
| 19 | 標点18の地点から153度90メートルの地点  |
| 20 | 標点19の地点から135度115メートルの地点 |
| 21 | 標点20の地点から200度50メートルの地点  |
| 22 | 標点21の地点から257度140メートルの地点 |
| 23 | 標点22の地点から270度60メートルの地点  |
| 24 | 標点23の地点から320度70メートルの地点  |
| 25 | 標点24の地点から188度65メートルの地点  |
- 標点17の地点から50度に引いた線、標点17の地点から標点25の地点までを順次に直線で結んだ線、標点25の地点から100度に引いた線及び水際線により囲まれた陸域並びに
- |    |                         |
|----|-------------------------|
| 標点 | 位置                      |
| 26 | 土佐清水市鍵掛字浜屋敷233番イノ1地先の標柱 |
| 27 | 標点26の地点から190度140メートルの地点 |
| 28 | 標点27の地点から170度80メートルの地点  |
| 29 | 標点28の地点から262度70メートルの地点  |
- 標点26の地点から100度に引いた線、標点26の地点から標点29の地点までを順次に直線で結んだ線、標点29の地点から130度に引いた線及び水際線により囲まれた陸域

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年10月31日

高知県警察本部長 國枝 治男

- 1 入札に付する事項
  - (1) 特定役務の名称及び数量  
 警察用船舶「たけより」定期検査整備及び浮き棧橋点検整備一式
  - (2) 特定役務の内容等  
 入札説明書による。

<p>(3) 特定役務の履行期間 特定役務に係る契約の締結の日から平成27年3月31日まで</p> <p>(4) 特定役務に係る引渡場所 警察用船舶「たけより」の係留施設（高知港（高知市））</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格 次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 高知県における「平成24～26年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。</p> <p>(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成24年度から平成26年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成23年9月高知県告示第625号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示第1の2の(9)に該当しないこと。</p> <p>(5) 入札説明書に示した特定役務の要求仕様に合致した整備を確実に履行することができることを証明し、かつ、当該整備に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制を備えている者であること。</p> <p>(6) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>3 契約条項を示す場所等 (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-8544</p>	<p>高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部警務部装備施設課 電話番号088-826-0110（内線2272）</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 平成26年10月31日（金）から同年11月28日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 平成26年12月16日（火）午前11時 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成26年12月15日（月）午後4時までに(1)の交付場所に必着すること。 イ 場所 高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部1階 102会議室</p> <p>4 その他 (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。 (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した特定役務を履行することができることを証明する書類等を平成26年12月5日（金）午後5時までに3の(1)の交付場所に提出しなければならない（当該書類等の審査により、この一般競争入札に参加することができるかどうかについては、同月10日（水）までに連絡する。） なお、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類等に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。 (4) 最低制限価格の設定の有無 無 (5) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (6) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日</p>	<p>までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(7) 手続における交渉の有無 無 (8) 契約書作成の要否 要 (9) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要な書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成26年11月21日（金）までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。 (10) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)と同じ。 (11) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary (1) Nature and quantity of the operations to be provided: Regular maintenance of Police Boat “Takeyori” and floating piers (2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Friday 5 December 2014 (3) Date and time for tender (by hand): 11:00 A.M. on Tuesday 16 December 2014 (4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 4:00 P.M. on Monday 15 December 2014 (5) Contact: Equipment and Facilities Division, Department of Police Administration, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544 Japan Tel: 088-826-0110 (ext. 2272) (6) Others: As in the tender documentation</p>
---	--	--